

照葉樹林と共に生きるまち“綾”

# 広報 あや

2023

3月

No.253

特集

## 人と猫が共生できる地域へ

自然と共生する町・照葉樹林都市・綾町



SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS

綾町はSDGsの取り組みを推進します

### Contents [目次]

- 4 わけもんの主張
- 5 健康マイレージ事業の当選について
- 6 成年後見制度を知っていますか
- 8 住民税・所得税の申告のお知らせ
- 18 綾川荘をめぐる問題について報告します

※今号のユネスコエコパーク通信は休載します

### 今月の表紙

野良猫トラブルを減らし、猫を地域で見守りながら生活環境を改善しようという「地域猫活動」が全国各地で行われています。詳しくは特集ページで紹介しています。



# 人と猫が 共生できる地域へ

私たちにとって身近な存在である猫。愛くるしい表情や姿に癒されると、ペットとして犬と並ぶ人気を誇っています。

家族の一員として大切に育てられる猫が多い一方、捨てられたり迷子になったりした野良猫も増えています。「鳴き声がうるさい」「ゴミが荒らされる」「野良猫が増えた」などの苦情が役場に寄せられることもしばしば。猫と人が共生するにはどうしたらいいのでしょうか。



## さくら猫とは？



地域猫は、不妊・去勢手術済みのしるしとして耳の先端がV字にカットされます。その耳先が桜の花びらのように見えるので「さくら猫」とも呼ばれています。



## 猫は愛護動物

動物愛護法では、犬や猫は愛護動物として傷つけられたり苦しめられたりすることがないよう保護することが定められています。動物の遺棄・虐待は犯罪であり、違反した人は厳しく罰せられます。公的機関でも、動物愛護法に基づき不必要な捕獲や処分は行いません。

近年は、愛護団体やボランティアによる保護や譲渡会が行われることが増えています。全国には、殺処分ゼロを目指してクラウドファンディングなどを通して支援を広く呼び掛ける事例もあります。

## 活発化している地域猫活動

そうした動きの中で各地で活発化になっているのが「地域猫活動」です。これは、猫を助けた人と猫に困っている人の両者が、野良猫問題を地域の課題として互いに歩み寄り、長期的な視点で地域から飼い主のいない猫を減らしていく活動です。

具体的には、住民グループやボランティア団体が野良猫の繁殖を防ぐために不妊・去勢手術を行ったうえで元の場所に返し、一定のルールに基づいたエサやりやトイレの管理などを行います。これにより生活環境被害が減り、数年かけて地域から飼い主のいない猫を減らすことができます。また、傷つけられたり殺処分されたりする猫を減らすことができます。

なお、地域猫の目印は耳の先端です。耳先が桜の花びらのようにカットされています。

## 猫の生態を知ろう

地域猫活動でまず大切なのは、猫の生態や習性を理解することです。

猫はエサのある場所を生活拠点にします。繁殖力が強く、1回に4〜8匹出産します。年間2〜4回出産するので1匹のメス猫が1年間に産む子猫は20匹以上に増える可能性があります。そのため、放っておくと数年で野良猫が増殖してしまいます。

猫を傷つけることなく地域のトラブルを減らすには地域猫活動が有効です。町内でもほとんどの自治体公民館が地域猫活動に取り組んでいます。

## 猫とうまく付き合うために

猫を飼う場合は室内で飼育し、迷子になつたときに野良猫と間違われまいよう首輪や飼育札を付けましょう。不妊・去勢手術をすることも大切。引っ越しや高齢で世話が難しくなつたことなどを理由に捨てたりせず、最期まで飼うことが飼い主の責任です。

野良猫・地域猫と接する場合は、むやみにエサを与えないようにしましょう。エサやりには近所の人たちの理解が必要です。決まった時間に適切な量を与え、食べ残しをそのまましておかないなどの注意点が重要です。自宅周辺のゴミや残飯を片づけて地域の環境美化に努めることも重要です。

猫が苦手な人は、市販の忌避剤やハーブ類などを使って、自宅の敷地内に猫が入ってこないように対策をお願いします。

## “ゆめ応援プロジェクト支援事業”

### 動物愛護団体

### 「綾の地域猫」

野良猫によるご近所トラブルを減らし、猫の一代限りの命を守る助けになればと活動しています。令和3年度は276匹を地域猫にすることができました。

今年度は町の「ゆめ応援プロジェクト支援事業」に採択され、正しい飼育方法を



動物愛護団体「綾の地域猫」は日曜日に野良猫の捕獲を行っています



県動物愛護センターに搬入される避妊・去勢手術予定の野良猫



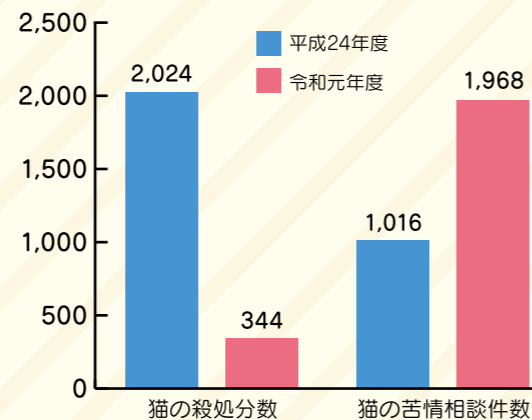
阿久根麻由 代表

などについての広報活動もスタート。特に高齢の方へ、飼育が難しくなつたときや入院・施設入所などの場合に飼い猫の世話をどうするかを考えてほしいとチラシを配布したりしています。

野良猫問題の解決には、地域・行政・ボランティアが協力し合うことが大切です。それぞれができることを考え、人にも動物にも優しい環境を作っていきます。

## 本県の殺処分・苦情相談件数の推移

(第3次宮崎県動物愛護管理推進計画から一部抜粋)



### 【野良猫の搬入・手術の受け入れ先】

- 場所/県動物愛護センター  
(宮崎市清武町木原4543-8)
- 避妊・去勢手術日/毎週月・木曜日および第2・第4水曜日  
(搬入は事前に電話連絡が必要)
- 電話番号/84-2600



県動物愛護センターのホームページ

### 【地域猫活動の問い合わせ先】

町民課生活環境係 ☎77-3465



# わけもんの主張



阪元 大悟さん

## 未来を守るために

私はこれまで選挙について深く考える時間がありませんでした。というより、興味がなかったというのが本音です。

学校の授業で選挙の話が出ることはあまりないし、ニュースでも選挙って何で重要なのかな？と思ってしまう自分がいました。

しかし、選挙の対象年齢が20歳

令和5年の「わけもんの主張」宮東大会で、県立本庄高校2年生の阪元大悟さん(昭和)が最優秀賞を受賞し、県大会に出場しました。

から18歳に引き下げられたことにより、高校2年生である私は必然的に選挙について考えないといけない状況になりました。しかも、私の地元・綾町ではこの4月に町長選挙を控えており、ますます他人事ではなくなってきました。そして、今回のわけもんの主張の意見発表の機会も飛びこんでできました。私は「よし！良い機会だ！」と思い、選挙について自分なりに考えてみることにしました。

最初に、昨年12月に行われた宮崎県知事選挙について調べてみました。投票率は56・69%。有権者の半数近くが投票しておらず、その中でも20〜30代の若者が半数以上を占めたことが分かりました。若者が投票に行かない理由としては、政治に関する知識がない人が多いことや、暮らしに対する不満や危機感がないことなどが要因に挙げられていました。

投票率は、前回の宮崎県知事選挙に比べ上がっていますが、まだまだ低いのが現状です。他県の知事選挙の投票率も宮崎県とあまり変わりません。投票率が25%弱という県すらもあつたようです。投

票しなかった人たちは「自分には関係がない」「選挙に行くメリツトがない」と考えているのではないかと思います。

次に、海外の投票率を見てみると、ベルギーは90%以上という非常に高い投票率でした。ベルギーでは1892年に義務投票制が規定され、投票の義務を怠ると初回で約620円〜1240円の罰金、2回目以上になるとその2倍以上の罰金が課されるそうです。スウェーデンでは幼少期から主権者教育が徹底されています。小学校の教科書には、投票に行くことや自分の意見を社会に反映させるために集会やデモを行うことが大切だと書かれています。

また、学校生活のあらゆる場面でも投票を行うことが多いようです。例えば、遊具を購入する際には全校児童で投票し、購入する遊具を決めるといいます。さらに高校生になると、国会に集まり、大臣と国の課題について議論する機会が設けられます。要するに、小さい時から選挙や国政について考えさせる教育がなされていることで、若者の政治への関心が高まり、投票率の高さに繋がっているというところでしよう。海外ではさまざまな工夫がなされていることを知りました。

日本は、海外に比べて遅れてい

るし、今のままではいけないと感じています。それは誰もが思っていることでしょう。現在、学校現場では主権者教育が行われていますが、国民が、特に若い世代がもつ「選挙に行きたい！行かねばならない」と心を揺さぶられるような取り組みをしていかねばならないと思います。

投票率や国民の意識をあげるためのアイデアは簡単には浮かびません。でも、それでいいと思います。私はこの「わけもんの主張」の機会まで、こんなにも真剣に選挙について考えることはありませんでした。

今回、選挙についての国内外の取り組みなどを調べ考えたことによつて、「投票には必ず行かなきゃ！」と考えるようになった自分があります。そして、日常生活の中の小さな疑問から大きな取り組みまで、自分事として捉え、皆で力を合わせて取り組めるような社会づくりこそが、国民や県民の主権者意識を上げることにつながると思います。

私は昨年、学校で行われた生徒会役員選挙に立候補しました。これからは、「選挙」を意識し、学校生活の疑問や課題を皆で考え解決できるよう、小さなことから一歩一歩、取り組んでみようと思います。



# お知らせ & 情報



## もりりん健康マイレージ事業の当選について

6月号でお知らせした「もりりん健康マイレージ事業」には多くの皆さんから応募がありました。ありがとうございます。抽選の結果、当選された100人には、2月下旬に賞品を発送しました。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で外出機会が減っていますが、感染対策をしながら、健康づくりに取り組んでいきましょう。健康づくりのためにはまず、特定健診や栄養指導・保健指導を受け、自分自身の健康状態を正しく知ることが重要です。健康に不安を感じる時や健診・検診などについて問い合わせがある場合は、健康センター（☎ 77-0195）にご相談ください。

また、体力・筋力の維持や向上を目的に開催されている介護予防運動（ミラクルジム、体幹トレーニング、いきいき百歳体操、らくらく体操）にもぜひご参加ください。介護予防運動についてのお問い合わせは、保健推進係（☎ 77-1114）へお願いします。



■問い合わせ先/町民係 ☎ 77-3466

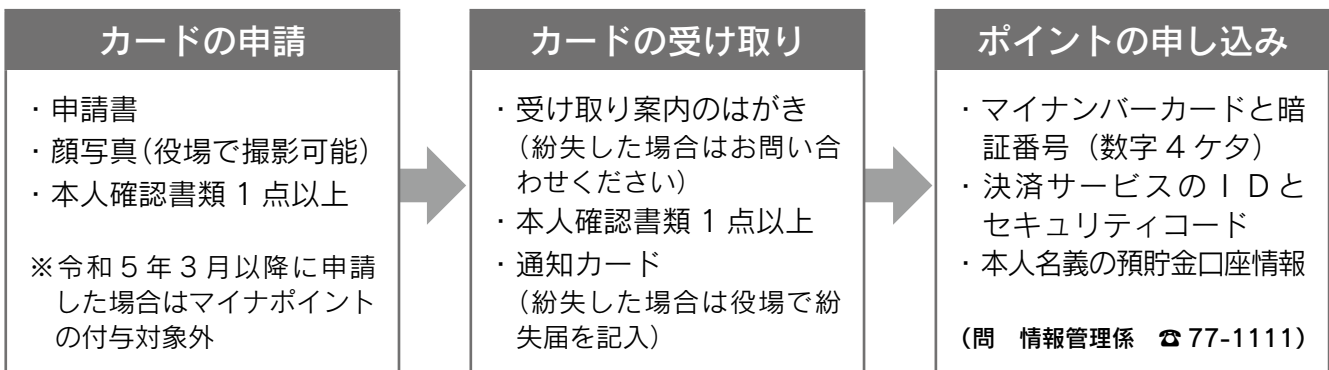
## マイナンバーカードの申請はお早めに

役場窓口では、顔写真撮影や申請書記入のお手伝いをしています。マイナンバーカードの申請書と運転免許証・保険証などの本人確認書類をお持ちのうえ、ご来庁ください。なお、マイナンバーカードを申請してハガキが届いたら、事前にご予約のうえ役場窓口でカードをお受け取りください。

受付日時/平日の午前8時30分～午後5時  
（金曜日のみ午後6時30分まで）  
3月12日（日）の午前9時～午後3時



マイナンバーカードの申請からマイナポイント申請までの流れと準備するもの



■問い合わせ先/町民係 ☎ 77-3466



## あなたの権利を守る成年後見制度



日常生活の中で契約を交わす場面がたくさんありますが、契約するときにはその結果がどうなるか判断できる能力が必要です。しかし、加齢や障がいにより判断することが難しくなってしまうと、不利益な契約を結んでしまうおそれがあります。そこで、援助者（成年後見人など）を選び、不動産・預貯金などの財産管理、医療・介護・福祉サービスの利用契約などの身上保護により本人の権利や財産を守り、支援するのが成年後見制度です。

### 判断能力が不十分になる前に「任意後見制度」

自ら選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもいいことを決めておく制度です。契約は公証人が作成する公正証書によって結びます。本人の判断能力が低下したときに家庭裁判所に申し立てることで任意後見契約が開始されます。

### 判断能力が不十分になってから「法定後見制度」

家庭裁判所によって成年後見人などが選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3種類があります。親族などが家庭裁判所に申し立てることで支援が開始されます。



### 成年後見制度に関する相談・問い合わせ先

福祉保健課	☎77-1114
綾町社会福祉協議会	☎77-3066
宮崎家庭裁判所後見センター	☎68-5144

## 3月は自殺対策強化月間です



一人で悩まず、だれかに相談してみませんか？

本県の人口10万人当たりの自殺死亡率は全国平均を上回っています。だれも自殺に追い込まれることのない地域社会の実現を目指して、さまざまな相談窓口が設置されています。電話や面談で相談しにくい場合は、SNSでも相談できる窓口があります。いずれも相談は無料です。

### 相談窓口

相談機関	受付時間	連絡先
自殺対策支援センター ライフリンク	月・水・金・土曜日 11:00～16:30 月・火・水・木・金・日曜日 17:00～22:30	チャット相談 <a href="https://yorisoi-chat.jp/">https://yorisoi-chat.jp/</a>
宮崎いのちの電話	月・水・金・日曜日 21:00～翌朝4:00 火・木・土曜日 18:00～翌朝4:00	電話相談 0570-783-556
県精神保健福祉連絡協議会 こころの電話相談	平日 9:00～19:00	電話相談 32-5566
健康センター	平日 8:30～17:15	電話相談 77-0195 面談(要予約)

### ひなたのおせっかい

県が運営する自殺予防啓発ポータルサイト「ひなたのおせっかい」では、ウェブ上でストレスチェックができるほか、各種相談窓口の一覧や本県の取り組みなどを掲載しています。右のQRコードからアクセスできます。



## セルフメディケーション税制の手続き

健康増進や病気の予防のために健康診査や予防接種などの取り組みを行っている人が、自己または生計をひとつにする配偶者や親族のために年間 12,000 円以上の対象医薬品を購入した場合は、セルフメディケーション税制（医療費控除との選択適用）を受けることができます。ただし、健康診査などに要した費用は控除の対象外です。

### 適用を受けられる人

- 保険者（健康保険組合など）が実施する人間ドックや各種検診を受けた人
- インフルエンザワクチンなどの予防接種をした人
- 勤務先で実施する定期健康診断を受けた人
- 特定健康診査や特定保健指導を受けた人
- 市町村が実施する健康診査やがん検診を受けた人

### 対象医薬品の範囲

ドラッグストアなどで購入できる「スイッチOTC医薬品」が対象です。これは、医師によって処方される医療用医薬品に使われている成分を含む市販薬のことで、購入した際のレシートに控除対象であることが記載されています。

対象となる医薬品の範囲や手続きに必要な書類など詳しい情報は、国税庁ホームページをご覧ください。右のQRコードからアクセスできます。



## 軽自動車などの手続きについて

軽自動車やバイクなどを持っていて転入・転出、廃車、譲渡をした場合は、所定の手続きが必要です。軽自動車税は 4 月 1 日現在の所有者に課税されますので、早めに手続きを行ってください。軽自動車の所有者が亡くなった場合も届け出が必要です。なお、軽自動車税の納期限は 5 月 31 日（水）です。



車種	手続き
原動機付自転車 (50・90・125cc) 小型特殊自動車 (農耕作業用ほか)	転入／役場でナンバー取り替えの手続きをしてください 転出／転出先の市区町村役場でナンバー取り替えの手続きをしてください 廃車／役場でナンバーの返納と廃車の手続きをしてください 買い替え／役場で車台変更の手続きをしてください 譲渡／譲受人の住所地の市区町村役場で名義変更の手続きをしてください
軽自動車三輪 軽自動車四輪 (660ccまで)	転入・転出／軽自動車検査協会住所変更の手続きをしてください 廃車／軽自動車検査協会車検証・ナンバーの返納と廃車の手続きをしてください 譲渡／譲受人の住所地の軽自動車検査協会名義変更の手続きをしてください (県内の場合 軽自動車検査協会 宮崎事務所 ☎050-3816-1760)
軽自動車二輪 (126～250cc) 小型二輪 (251cc以上)	転入・転出／運輸支局住所変更の手続きをしてください 廃車／運輸支局車検証・ナンバーの返納と廃車の手続きをしてください 譲渡／譲受人の住所地の運輸支局名義変更の手続きをしてください (県内の場合 宮崎運輸支局 ☎050-5540-2088)



## 住民税・所得税の申告のお知らせ

令和4年分（令和4年1月1日～12月31日）の住民税・所得税の申告受付を行います。感染症対策のため予約制で受け付けます。**必ず事前に電話でご予約ください。**予約状況は役場ホームページに掲載します（右のQRコードからアクセスできます）。



### 申告の必要がない人

- ・ 所得税の確定申告書を提出した人
- ・ 所得が給与のみで、給与支払報告書を勤務先から綾町に提出している人
- ・ 所得が公的年金のみで、公的年金等支払報告書を支払先から綾町に提出している人
- ・ 同居の親族の扶養になっている人

### 必要書類

- ・ 源泉徴収票（給与所得・公的年金など）または事業主からの支払証明書
- ・ 事業所得者・不動産所得者は収支が分かる帳簿など
- ・ 国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、支払証明書または控除証明書
- ・ 医療控除を受ける人は、医療費控除の明細書または医療費通知
- ・ 印鑑、マイナンバーカードまたは通知カード、運転免許証や健康保険の保険証などの本人確認ができる書類、還付がある場合は金融機関の通帳

### 3月の申告受付（要予約）

会場はすべて役場ロビー会議室です。平日の午前9時～午後5時に税務係（☎77-1113）へ電話で予約してください。

日程	対象地区	受付時間	日程	対象地区	受付時間
3/ 1(水)	揚町	9:00～11:00	3/ 7(火)	神下	9:00～11:00
3/ 2(木)	宮原	9:00～11:00			13:30～15:00
		13:30～15:00	3/ 8(水)	昭和・割付	9:00～11:00
3/ 3(金)	四枝	9:00～11:00	3/ 9(木)	全地区対象	9:00～11:00 13:30～15:30
3/ 5(日)	全地区対象	9:00～11:00	3/10(金)		
		13:30～15:30	3/13(月)		
3/ 6(月)	西中坪	9:00～11:00	3/14(火)		
	南麓	13:30～15:30	3/15(水)		

### イオンモール宮崎の申告会場

宮崎税務署が開設する申告相談会場は次のとおりです。混雑を避けるため、入場には入場整理券が必要となります。入場整理券はLINE（ライン）での事前発行または会場での当日発行となりますが、状況によっては後日の来場をお願いする場合があります。感染予防対策のため、自宅からスマートフォンやパソコンで申告できる e-Tax をぜひご利用ください。

スマートフォンでの申告は  
右のQRコードから



パソコンでの申告は  
「確定申告」で検索

確定申告

検索



日程／3月15日（水）まで（土・日・祝日を除く） 午前9時～午後4時  
場所／イオンモール宮崎2階イオンホール

## 農業委員を募集

令和5年7月の改選に伴い、農業委員および農地利用最適化推進員を募集します。

農業委員は、農地法に基づいて農地の売買・賃借の許可などを行います。農地利用最適化推進員は、担い手のための農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止活動などを行います。

■募集人員／農業委員 10人

農地利用最適化推進員 8人

■推薦・応募期間／3月1日(水)～31日(金)

■応募方法／役場窓口・農林振興課に備え付けの推薦・応募用紙に必要事項を記入し、農林振興課へ提出してください

## 子牛の初競り



令和5年最初の子牛の競り市は1月9日、宮崎市のJA宮崎家畜市場で行われました。

初日の平均価格は63万円台で前年より低くなりましたが、綾町産では90万円以上の値が付いた子牛もあり、まずまずのスタートとなりました。

## 農地の賃借料の目安

農業委員会では、農地の賃借を行う際の目安として賃借料を定めています。契約する場合には、当事者同士でよく話し合ってから賃借料を決めてください。

金額 (10アールあたり)

田(耕地整備など済み)	13,000円
田	10,000円
田(施設園芸)	45,000円
普通畑	10,000円

※所有者が土地改良賦課金を負担している場合

## 農作業賃金の目安

田植えや機械を使用する農作業の賃金は、毎年改定されます。令和5年度は次の標準金額を目安に、ほ場の条件や作業内容などについて当事者同士でよく話し合ってから賃金を決めてください。

金額 (10アールあたり)

田植え準備	荒起	5,000円
	荒代	4,000円
	植代	4,500円
	合計	13,500円
田植え	機械植え	5,500円
収穫	コンバイン(搬送料込み)	17,000円
	バインダー	8,000円
	ハーベスター	7,000円
一般作業	男女とも(8時間あたり)	6,900円

※コンバインで収穫する際に倒伏や湿田などで作業が難しい場合は、標準賃金に2,000円を上乗せしてください  
※消費税別の金額です

## ORGANIC VILLAGE AYA

### 私たちが自然生態系農業の実践者です(隔月掲載予定)



金丸 利広さん  
(上畑)

ハウレンソウなど6品目を栽培中。ほ場をきれいに保つため除草を徹底しています!



長池 義飛行さん  
(四枝)

風よけ対策に苦勞しながら、ブロッコリーなど4品目を露地で栽培しているところです。



### 3月の行事

行事は延期・中止になる場合がありますので、子育て支援センターにお問い合わせください。

#### 1日(水) わくわく広場

■時間/午前10時～11時

■内容/町内の雛山巡り

歩きやすいように各自バギーや抱っこひものほか、水筒などを準備して子育て支援センターに集合してください。

#### 9日(木) 親子教室「コアラ」

■時間/午前9時30分～午後3時30分

■場所/フェニックス自然動物園

■内容/親子バス遠足

大型バスに乗って、動物園へ出掛けます。バギーや抱っこひも、昼食、水筒をご持参ください。なお入園料は自己負担です。

#### 15日(水) 誕生会

■時間/午前10時～11時

■場所/子育て支援センター

■内容/3月生まれのお友達の誕生会

対象者にはハガキでお知らせしています。ハガキが届かないときはご連絡ください。

#### 22日(水) ゆったり子育て教室

■時間/午前10時～11時

■場所/子育て支援センター

■内容/お別れ会&交流会

子どもの成長を振り返りながら楽しくおしゃべりをしませんか? 初参加の人も大歓迎です。

### 今月のPHOTO



鬼のお面&鬼の袋作り

### あやっ子ケアルームをご利用ください

全国的にインフルエンザが流行しており、県内でも感染者が増加しています。

あやっ子ケアルームでは、インフルエンザにり患している子どももお預かり可能です。看護師・保育士が、それぞれの病気や症状に適した保育を行います。

利用には事前の登録が必要です。利用方法や料金など、詳しくは気軽にお問い合わせください。



■問い合わせ先/あやっ子ケアルーム ☎ 77-3733

### 桃の節句の料理

ひな祭りは、女の子の健やかな成長と健康を願う「桃の節句」の行事です。ひな祭りに用意する食べ物といえば、ちらし寿司にハマグリのお吸いものが定番ですが、どうしてハマグリなのでしょう?

ハマグリの貝殻は、もともと対だったものでないと上下の貝殻がぴったりと合いません。それで、ハマグリは相性の合う仲の良い夫婦を表すようになり、ぴったりと合う人と末永く幸せに暮らせるようにという願いをこめて、ハマグリのお吸いものを味わうようになったそうです。

ハマグリの旬は2～4月ごろ。ひな人形を眺めながら、子どもの成長を願ってひな祭りの料理を楽しんでください。



### お誕生おめでとう

1月1日～31日に受付のあったお子さんです

林 祈織 (はやし いおり)	ちゃん [男]	R4.12.27 生	保護者: 雄太さん	[昭和]
椎葉 心友 (しいば みゆう)	ちゃん [女]	R5.1.17 生	保護者: 義之さん	[立町]
緒方 希奏 (おがた ののか)	ちゃん [女]	R5.1.20 生	保護者: 利彦さん	[北麓]

## 子育てに関する相談など

感染症対策のため予約制で行います。事前にご電話でお申し込みください。

乳児相談はバスタオル、おっぱい相談はタオルをお持ちください。



## 乳児相談（おっぱい・育児相談）

■日時／3月2日（木）午後1時～

■対象／乳児と母親

## 1歳6カ月児健康診査

■日程／3月10日（金）

■対象／令和3年6・7・8月生および未受診者

## 離乳食教室（5～11カ月児）

■日時／3月16日（木）午後1時～

## おっぱい相談

■日時／3月16日（木）午後1時～

## お達者クラブ

各自治公民館で午前9時30分から行います。

※四枝地区のみ午後1時30分から

実施日	地区	実施日	地区
1日(水)	久木野々	14日(火)	南麓
2日(木)	倉輪	15日(水)	揚町
3日(金)	古屋	16日(木)	麓
6日(月)	宮原	17日(金)	東中坪
10日(金)	北麓	23日(木)	西中坪
13日(月)	立町	28日(火)	上畑・四枝

■問い合わせ先／綾町社会福祉協議会 ☎77-3099

## インフルエンザにご注意を！

今季は新型コロナウイルスとの同時流行となっています。外出時はマスクを着用して人混みを避け、帰宅したら手洗いがいをしましょう。急な発熱やのどの痛みなどがある場合は、まずかかりつけ医に電話でご相談ください。



## 高齢者等肺炎球菌予防接種

令和4年度は次の対象者に接種費用を助成しています。接種を希望する場合はかかりつけ医にご相談ください。町内の医療機関でも接種できます。

受診の際は保険証と健康手帳をお持ちください。



■対象／①過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことがなく、令和4年度中に次の年齢に当たる人

- 65歳（S32.4.2～S33.4.1生）
- 70歳（S27.4.2～S28.4.1生）
- 75歳（S22.4.2～S23.4.1生）
- 80歳（S17.4.2～S18.4.1生）
- 85歳（S12.4.2～S13.4.1生）
- 90歳（S7.4.2～S8.4.1生）
- 95歳（S2.4.2～S3.4.1生）
- 100歳（T11.4.2～T12.4.1生）

②過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことがない60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいやを有する人およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいやを有する人（概ね身体障害者障害程度等級1級に相当）

※過去に23価肺炎球菌の予防接種をした人は対象外

■期間／3月31日（金）まで

■料金／2,000円

※対象者のうち生活保護受給者は自己負担額が免除されます

## 無医地区巡回診療

広沢地区

3月17日（金）12:00～12:45

倉輪地区

3月17日（金）13:00～13:45





## 3月の催し

## 本を借りてみんなでひな山を作ろう

本を借りることに、図書館の中に掲示するひな山ポスターにひな飾りを貼っていきま。本をたくさん読んで、すてきなひな山を作りましょう！



■期間／3月10日（金）まで実施中

## 手づくり紙芝居

ひな山を題材にした紙芝居のおはなし会です。

■日時／3月4日（土）、5日（日）午後1時45分～2時

## ビブリオバトル

ビブリオバトルとは、参加者同士が自分のお気に入りの本の魅力を紹介し合うゲーム・書評合戦です。ぜひご参加ください。

■日時／3月18日（土）午後2時～

## おはなし会

■日時／毎週土曜日 午後2時～2時30分

新型コロナウイルス感染症の影響で行事に変更などがある場合は、最新情報を随時ホームページでお知らせします。

URL <http://www.aya-lib.jp>

## 令和4年度読書感想文コンクール入賞者

綾てるは図書館主催の読書感想文コンクール入賞者は次のとおりです。コンクールの入選作品集は図書館にあります。ぜひご覧ください。

## 小学校中学年の部

1席／和田みなみ、2席／高山涼、3席／郡山陽羽

## 小学校高学年の部

1席／上島日和、2席／神戸彩七、3席／二見彩音

## 中学生の部

1席／平山心優、2席／福田愛、3席／坂本彩実

3月の休館日

毎週月曜日

## 新刊・テーマ展示

## 新着本コーナー

新着の本は毎週土曜日に並びます。話題の本やリクエストがあった本を中心に、小説・エッセイなどの文学書だけでなく、料理本やパソコンの使い方などの実用書、児童書・絵本など、新しく刊行された本を集めています。

## テーマ展示「はじめの一步」

進学・就職・一人暮らしなど、この春に新生活を始める人や新しいことを始めたいと思っている人のきっかけになるような本を集めて展示します。

■期間／3月14日（火）～4月9日（日）

## 絵本テーマ展示「昆虫」

虫好きさんはもちろん、ちょっと虫が苦手な子どもも夢中になれるような絵本を集めます。

■期間／3月14日（火）～4月9日（日）

## おすすめの本

## [一般書]

- 不幸で不安な80代 健康で幸せな80代
- 不安なモンロー、捨てられないウオーホール
- 「毒と薬」のことが一冊でまるごとわかる
- 小さな家のすごい工夫
- 知らなきゃ損する新農家の税金
- 犬おやつの教科書
- 月の立つ林で 青山美智子 著
- タクジョ！みんなのみち 小野寺史宜 著
- 秋麗 今野 敏 著
- さっちゃんは、なぜ死んだのか？ 真梨幸子 著

## [児童書]

- 3分後にゾットする話 四十七怪談
- 徳川家康へタイムワープ
- すごすぎる色の図鑑
- うさぎタウンのパン屋さん 小手鞠るい 作
- 交通安全大王
- すきなものがちがうけど
- ねずみくんだーれだ？

※ほかにもたくさん本が入っています

生涯学習講座「春の特別講座」

いずれも受講料500円。社会教育課へ電話でお申し込みください。3月6日(月)まで。

ペーパークラフト講座 (定員10人)

ハサミと工作用ボンドをお持ちください。

■日時/3月8日(水)午後1時30分~3時30分

■場所/町公民館 ■講師/大岐豪介さん

■材料費/100円程度

春の里山ウォーキング (定員15人)

河野耕三さんとイオンの森コースを歩きます。弁当、飲み物、雨具などは各自でご準備ください。

■日時/3月11日(土)午前9時~午後0時30分

■集合場所/綾馬事公苑北側駐車場

ポタリング講座 (定員10人)

自転車や徒歩でのんびりと町内を巡ります。

■日時/3月19日(日)午前9時30分~午後2時

■集合場所/手づくりほんものセンター東屋

■講師/平野勝文さん

※自転車、タオル、弁当、飲み物、雨具などは各自でご準備ください(手づくりほんものセンター前にレンタサイクルあり)

古屋で「うねび焚き」



無病息災と家内安全を祈願する「うねび焚き」は2月5日、古屋運動公園でありました。これは古屋地区の伝統行事で、5年ぶりの開催となりました。

夕方から地元住民や消防団第8部団員などが続々と集まり、神事のあと、せんぐまきなどが行われました。あたりが薄暗くなると、公民館長らがやぐらに点火し、みるみるうちに燃え上がったやぐらから「パンパン」という竹の破裂音が周辺に響きました。子どもたちがわらを束ねた棒でやぐら周辺の地面をたたき「もぐらたたき」もあり、参加者は晩冬の楽しい時間を過ごしていました。

文芸の  
ひろば  
生涯学習  
「短歌教室」受講生の作品

着地するところを迷う束の間に宙に消えゆく小雪のあまた

福重いく子さん(割付)

小雪があたかも意思を持っているかのように着地に迷っているという。四句切れで、結句の小雪は初句に繋がっていく。若山牧水賞審査委員の栗木京子さんの歌(大粒の雨降り出して気づきたり空間はああ隙間だらけと)を思い出した。空間は隙間だらけと気づいたところが鋭い。二つの作品は、見慣れた情景の観察力とその描写力が巧みだ。

温泉の一泊旅行に誘われて行くと決めたら仕事はかどる

竹下 恭子さん(南麓)

いつでもできると後回しにしていた片付けは、行き先が好きな温泉で、その出発日程が決まればルンルン気分。鼻歌を歌いながら片付けるうきうき感が表現されている。また「半世紀続けし店を閉め二年書類の束を未だ捨てがたし」とも詠む。こちらの片付けは作者の人生がびっしり詰まった書類。手っ取り早く簡単にはいかないことも納得できる。

【解説】生涯学習「短歌教室」講師 福原 美江



お知らせ

町長選挙  
町議会議員選挙

任期満了に伴う綾町長選挙  
および綾町議会議員選挙は、  
有権者の負担軽減などの観点  
から同時に行われます。

◎告示 / 4月18日(火)

◎投票 / 4月23日(日)

立候補予定者説明会

◎日時 / 3月6日(月) 午前

10時

◎場所 / 役場第2会議室

※立候補に必要な届け出書類

などを配布します

※立候補予定者は必ずご出席

ください

■問い合わせ先 /

町選挙管理委員会

☎ 77-11112

新型コロナウイルス  
傷病手当金・見舞金

新型コロナウイルスの感染  
などにより療養のため働けな  
くなった国民健康保険被保険  
者は、給付を受けることがで  
きます。対象者は早めの手続

きをお願いします。申請書は  
役場ホームページでダウン  
ロードできます。

◎傷病手当金の対象 / 給与  
などの支払いを受けており  
新型コロナウイルスの感  
染・感染疑いにより令和5  
年3月31日(金)までの間  
に4日以上(最長1年6カ  
月)勤務できない期間があ  
る人

◎傷病見舞金の対象 / 個人事  
業主のうち、主な収入が営  
業収入・農業収入・不動産  
収入・山林収入であり、令  
和5年3月31日(金)まで  
の間に新型コロナウイルス  
に感染した人(傷病手当金  
の対象でないこと)

■問い合わせ・申請先 /

町民係 ☎ 77-3466

おでかけバスカ  
特設手続き

綾町おでかけバスカ(10  
0円バス専用カード)の特設  
交付手続きを行います。対象  
者には資格証を発送しますの  
で、この機会に手続きしてく  
ださい。更新対象者にもお知  
らせを郵送します。期間内に

必ず手続きをしてください。  
◎日時 / 3月27日(月) 午前  
9時30分〜正午

◎場所 / 宮交バス綾待合所  
※右の日時以外は宮崎駅・宮  
交シティのバスセンターで  
手続き可能  
※カードは役場窓口で3月28  
日(火) 午前11時から受け  
取れます

■問い合わせ先 /

・手続きについて

宮交バス案内センター

☎ 32-0718

・受取について

福祉・児童家庭係

☎ 77-11114

水質検査

検査を希望する人は前日ま  
でに検査容器を役場まで取り  
に来てください。

◎水質検査日 / 3月28日(火)

◎検査手数料 / 5500円

■問い合わせ先 /

上下水道係 ☎ 77-3467

交通災害共済に  
加入しませんか

交通災害共済は、町村で組

織する特別地方公共団体が取  
り扱っているもので、国内で  
自動車・航空機・バス・自転  
車などで交通事故にあった人  
に対し各種見舞金が支払われ  
る制度です。

加入希望者は、掛金を持参  
のうえ役場窓口でお申し込み  
ください。ゆうちょ銀行の窓  
口でも受け付けます。

◎共済期間 / 4月1日(土)

〜令和6年3月31日(日)

◎掛金 / 一人当たり年500  
円

◎申込期限 / 3月31日(金)

■問い合わせ先 /

危機管理係 ☎ 77-11112

スポーツ安全保険に  
加入しませんか

スポーツ安全保険に加入し  
て団体活動中の万一のケガや  
賠償責任などの事故に備えま  
しょう。熱中症や突然死も対  
象となります。

◎受付 / 3月1日(水) から

◎対象 / 子ども会、自治会、

運動クラブ、文化・ボラン

ティアクラブなど4人以上

のグループ

◎加入区分 / 活動内容と保証

範囲、年齢などで8区分に  
分かれる

◎掛金 / 年額800円から

◎加入方法 / インターネッ  
ト加入システム「スポあん  
ネット」から手続き(イン  
ターネット加入が初めての  
団体は、新規会員登録によ  
る会員ID取得が必要)し  
た後、コンビニエンススト  
アなどの選択した支払方法  
で掛金を支払ってください

■問い合わせ先 /

ナビダイヤル

☎ 0570-087109

携帯電話から

☎ 03-5510-0033

お願い

引越などのごときは  
水道の使用に関する  
手続きが必要です

上・下水道を使い始めると  
きは、役場窓口での手続きが  
必要です。使用開始日の3日  
前までに書類をご提出くださ  
い。使用開始日までに提出が  
難しい場合は、上下水道係へ  
ご連絡ください。

また、転出・転居・長期不

在などで使用を中止するとき  
は、役場窓口または電話での  
手続きをお願いします。

なお、引越しをしていな  
くても、使用者名義の変更が  
ある場合には届け出が必要で  
す。

■問い合わせ先／  
上下水道係 ☎77・3467

**樹木の管理のお願い**

道路沿いに植栽されている  
庭木などの枝が道路上に伸び、  
通行に支障が出ている場所が  
多数あります。所有している  
土地の樹木の枝葉が通行の支  
障になっていないか、確認と  
管理をお願いします。

■問い合わせ先／  
管理係 ☎77・3467

**相 談**

**人権擁護委員紹介**

法務大臣から委嘱された綾  
町の人権擁護委員を紹介しま  
す。相談は無料で秘密は固く  
守られます。人権問題でお困  
りの人や心配ことがある人は  
遠慮なくご相談ください。

◎綾町の人権擁護委員／早川  
ゆり、谷口秀典、月野一昭

◎次回の特設相談／4月7日  
(金) 綾町公民館

■問い合わせ先／  
町民係 ☎77・3466

**常駐人権相談所**

宮崎地方事務局では電話と  
インターネットで相談を受け  
付けています。相談無料。

◎受付時間／平日の午前8時  
30分～午後5時15分

※インターネット相談は24時  
間受付

■相談先／  
みんなの人権110番

☎0570・003110

**DVなどの相談**

DVや性暴力、セクシャル  
ハラスメントなどに関する相  
談窓口が設けられています。

・女性の人権ホットライン

☎0570・070810

月～金曜日の午前8時30分  
～午後5時15分

・県男女共同参画センター

☎60・1822

月～金曜日の午前9時～午

後5時、土曜日の午前9時  
～午後4時30分

・宮崎市男女共同参画セン  
ターパレット相談室

☎25・2057  
午前9時～午後5時

・ハートスペースM

☎89・5243  
日・月曜日の午前10時～午  
後5時

・県女性相談所

☎22・3858  
月～金曜日の午前9時～午  
後8時30分、土・日曜日の  
午前9時～午後3時

・さぼーとねつと宮崎（性暴  
力被害者支援センター）

☎38・8300  
月～金曜日の午前9時～午  
後5時（ホームページの相  
談窓口は365日24時間対  
応）

**労働に関する相談窓口**

解雇や雇い止め、パワーハ  
ラスメントなど労働に関する  
相談が無料でできます。

・宮崎労働局総合労働相談  
コーナー ☎38・8821

月～金曜日の午前8時30分  
～午後5時15分

月～金曜日の午前8時30分  
～午後5時15分

・県労働委員会「働くあんし  
んサポートダイヤル」

☎26・7538  
月～金曜日の午前8時30分  
～午後5時

・宮崎中小企業労働相談所

☎44・2618  
月～金曜日の午前8時30分  
～午後5時

**募 集**

**笑おう会の参加者募集**

地域包括支援センターでは、  
皆で笑いあいながらレクレー  
ションや交流を楽しむ「笑お  
う会」を開催しています。せ  
ひご参加ください。笑おう会  
の運営を支援するボランティア  
アスタップも募集しています。  
参加無料。

◎日時／3月13日（月）、27  
日（月）の午後1時30分～  
3時

◎場所／健康センター

◎持ち物／飲み物、上履き

■問い合わせ先／  
地域包括支援センター

☎77・3141

**パート調理員(求人)**

綾町ケアハウスうるおいの  
里の調理員を募集します。

◎募集人員／1人

◎勤務日数／月15日以内

◎勤務時間／6時間（午前6  
時30分～午後6時30分の間  
で早番・遅番勤務制）

◎給与／時給860円

※早番手当、夏季・冬季期末  
手当あり

◎応募方法／履歴書を提出し  
てください

■問い合わせ／提出先／  
綾町ケアハウスうるおいの里

☎77・3066

**海上保安官募集**

①海上保安学校学生採用試験  
(特別)

◎資格／高校卒業程度

◎入学時期／令和5年10月

◎受付期間／3月1日（水）  
～8日（水）

◎応募方法／インターネット  
◎試験日／第1次5月14日  
（日）、第2次6月7日（水）  
～28日（水）

②海上保安官採用試験



- ◎資格／大学卒業程度
- ◎採用時期／令和6年4月
- ◎受付期間／3月1日(水)～20日(月)

- ◎応募方法／インターネット
- ◎試験日／第1次6月4日(日)、第2次7月11日(火)～19日(水)

■問い合わせ先／  
第十管区海上保安本部  
総務部人事課  
☎099-250-9800

**ハラスメント防止講座  
参加者募集**

「ハラスメント防止に向けて～アンコンシヤス・バイアスを意識する～」をテーマにした講座が行われます。

ハラスメントは、個人の尊厳や人格を不要に傷つけるものです。自分自身では気付いていないものの見方や捉え方のゆがみに気付き、正しい知識を得ましょう。

◎日時／3月25日(土) 午前10時～11時30分

◎場所／宮崎市男女共同参画センター視聴覚室

◎講師と内容／宮崎市男女共同参画センター長・椎木隆

さん「男女共同参画社会を目指して」、宮崎市民権擁護委員・野田隆雄さん「ハラスメント対策」

◎定員／40人

◎応募締切／3月18日(土)

■問い合わせ・申込先／  
宮崎市男女共同参画センター  
☎25-2055  
FAX25-2056  
メールアドレス  
info@pai-net.jp

**イベント・催し物**

**綾羅山まつり開催中**

第23回綾羅山まつりは3月5日(日)まで開催されます。町内約20カ所に伝統の羅山が展示されており、スタンプラリーやフォトコンテストも行われています。

また、関連イベントとして歩行者天国での羅山マルシェが次の通り開催されます。ぜひお楽しみください。

◎期間／3月4日(土)～5日(日) 午前10時～午後4時

◎場所／羅山まつり専用歩行者天国のエリア内(町道横町・栄町線トレジャーロード)

ド)



※対象区間は午前8時～午後5時まで車両が通行できませんので誘導員の案内に従ってう回路をご利用ください

◎出店／ハンドメイド雑貨、スイーツ、工芸品など

■問い合わせ先／  
綾羅山まつり実行委員会  
(綾町商工会)  
☎77-0017

**連携事業報告会**

綾町と宮崎大学・南九州大学が連携して取り組んでいる6件の調査研究の報告会を行います。どなたでも聴講でき

ます。オンライン視聴の希望者は下のQRコードからお申し込みください。

◎日時／3月2日(木) 午前10時～正午

◎場所／ユネスコエコパーク

**皆さんのあたたかい善意に感謝します**

綾町社会福祉協議会  
(1月1日～31日受付分)

**一般寄付**

寄付者／物品(地区名)  
松元 安光／野菜(中堂)  
吐師 保／野菜(宮原)

**忌明け寄付**

寄付者／物故者(地区名)  
兒玉 朝光／俠志(四枝)  
上床 秀夫／幸夫(奎道)  
清水 康彦／スエ子(東中坪)  
比江島 悦子／幸三(揚町)

綾町育英会  
(1月1日～31日受付分)

**忌明け寄付**

寄付者／物故者(地区名)  
兒玉 朝光／俠志(四枝)

センター2階

■問い合わせ先／

ユネスコエコパーク推進室  
☎77-3482



**歳末助け合い募金運動**

12月1日から全国一斉に行われた歳末助け合い募金運動で、綾町では790,679円の募金が集まりました。募金は、一人暮らしの高齢者や福祉施設・福祉作業所の利用者の皆さんへの慰問活動、年末のおせち料理配食などに活用されています。皆さんのご協力ありがとうございました。

綾町社会福祉協議会  
綾町共同募金委員会



(やすらぎの里)

## 消防始め式

綾町消防団の消防始め式は1月7日、三本松橋下流河川敷で3年ぶりに開催され、パレードや通常点検、一斉放水が行われました。また閉会式では、長年、消防活動に従事された皆さんに表彰状や感謝状が贈られました。

### 通常点検成績

- 優勝/第2部(揚町、立町、宮谷、二反野)
- 2位/第1部(倉輪、上畑、四枝、中堂)
- 3位/第4部(神下、東中坪、西中坪)



### 表彰

- 県知事表彰/第5部 福富貴裕部長
- 県知事感謝状(家族表彰)/小松雅さん
- 県消防協会長表彰(功績章)/第2部 淵本優生部長
- 県消防協会長表彰(精績章)/第1部 田上友喜部長、第3部 西元卓也部長、本部 森本隆太郎長
- 県消防協会特別表彰(親子団員)/第4部 石尾真孝さん・悠真さん
- 県消防協会感謝状(家族表彰)/郡山清美さん

## 市町村駅伝競走大会

第13回県市町村対抗駅伝は1月9日、県庁前をゴール・スタート地点とし行われました。

コースは宮崎市内を巡る12区間39.2km。綾町は小学5年生から50歳代までの精鋭でチームを結成し、合わせて1,600kmを超える走り込みを行い大会に臨み



ました。選手たちは大きな声援を励みに懸命に疾走。16町村中14位でゴールしました。お疲れさまでした。

## 宮崎木材市場(株)から寄附

宮崎木材市場(宮崎市)から企業版ふるさと納税制度を利用して500万円が寄附されました。

企業版ふるさと納税は、企業が自治体の地域活性化の取り組みに対し寄附すると、法人税から寄附額の最大9割が控除される制度です。寄附金は、てるはドームの運動器具の更新やサッカーグラウンドの維持管理に活用する予定です。綾町へのご支援ありがとうございます。



## 宮崎県 女性のチャレンジ賞

早川ゆりさん(立町)が、地域活動や起業などで輝く女性を表彰する県の令和4年度女性のチャレンジ賞を受賞し、1月30日に知事から表彰状を授与されました。

早川さんは、有機農業に取り組みながら綾町の自然生態系農業を全国に発信。町人権擁護委員や県の農業経営



指導士も務め、令和3年には横町憩苑を開設するなど幅広く活躍されています。

## 100歳おめでとうございます



米良テル子さん(北麓)＝写真上＝、児浪ケサエさん(割付)が100歳を迎えられました。米良さんは語り部活動、児浪さんは入所施設でのおしゃべりを楽しんでおられます。これからも元気にお過ごしください。



# 綾川荘をめぐる問題 について報告します。

1月26日に発行された「あや町議会だより ぎかいの窓」第185号の19～20ページに、綾川荘をめぐる問題についての記事が掲載されています。町民の皆さんに正しく状況や経過を知っていただくため、次のとおり報告します。(2月17日現在)

綾町長

※下の記事画像は「ぎかいの窓」185号から転載

## 綾川荘をめぐる問題による町政の混乱について

この度は、綾川荘を巡る問題による町政の混乱に関する記事が町民の皆さまをはじめとする関係者に多大なるご心配とご迷惑をお申し訳なくお詫び申し上げます。  
議会としましては、町民の皆さまに正確な経過などを示す義務と責任を重く認識し、記事の掲載に際しては、関係者の方々と協議し、適切な対応を講ずるべく努めてまいります。

### 【1】初田町長による 不当な専決処分について

令和4年11月21日の臨時議会において提案された議案が否決された約1時間後に専決処分を強行しました。また、議会は同年12月13日の臨時議会において専決処分を否決(不承認)としました。議会を無視した行動であることが明らかとなった専決処分の条件を満たしておらず、断じて認めることは出来ません。

- ※専決処分とは  
本来議会の議決・決定を経なければならない事情について、地方自治法第113条に基づいて、議会の議決・決定の前に自ら処理することである。ただし、その条件として地方自治法第179条第1項に以下の4つが定められている。
- ① 議案が成立しないとき ※議員定数の半数に満たない場合
  - ② 第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき ※出席議員の数が議長の外2名を下る場合
  - ③ 長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するたが、その理由が明白であるとき
  - ④ 議会において議決すべき事件を議決しないとき

### (1)問題点

- 町長は、当初④を理由としていたが、議会から「議決」(否決)しているにもかかわらず、③の理由に変更してきた。その際、町長が代理人に指名している議員の過半数に達しない理由とした。
- 宮崎公立大学の有馬学長(行政学)は、「本件は③の条件に該当しない。つまり、議会のチェック機能が果たされなくなる」と指摘。
- 総務省に問い合わせた結果、「今回の専決処分は地方自治法で定められた条件に該当しない」との見解が示された。

### (2)綾川荘を巡る混乱の経緯

- そもそもの発端
- ◆9月15日：指定管理者が指定管理料を2,500万円から1,500万円に引き下げようとしたが、町はこれを認めず、2,500万円の支払いを求め町を提訴
  - ◆11月2日：議員全員協議会において、町長の意向を受け、議案が否決された
  - ◆11月15日：町長の同意を受け、議案が否決された
  - ◆11月21日：町長の同意を受け、議案が否決された
  - ◆12月13日：臨時議会において、専決処分を否決(不承認)としました
  - ◆12月26日：宮崎地方裁判所から町長の取消通知が送られた
  - ◆12月28日：宮崎地方裁判所の判断を受け、1月1日から指定管理者は、町長に代わって業務を行うことになった
  - ◆12月29日：臨時議会にて、令和5年1月1日から町長に代わって業務を行うことになった

## 専決処分について

令和3年4月から綾川荘などの町有宿泊3施設の指定管理者として、(有)トピカを指定して管理運営してきました。ところが、トピカは地方自治法第244条第2項第7号および基本協定書に基づく令和3年度決算報告について、正規の書類の提出を未だに拒んでいます。よって、令和4年度の指定管理の委託契約の締結ができない状態となり、さらには指定管理料の支払いもできないこととなりました。

これらの明らかな協定違反がありましたので、町はトピカを指定管理者として不適格と判断し、指定取消に向けた準備をしていました。

しかし令和4年10月11日、突然、トピカから令和4年度の指定管理委託料2,500万円の支払いを求める訴訟を提起されました。当然のことながら裁判には応じる義務があります。法律に関する高度な専門的知識や経験を必要とすることから、弁護士費用を認めてもらうために、11月4日と11月21日に臨時議会を招集し、理解を求めましたが、いずれも否決となりました。

弁護士不在となれば、かなり不利な裁判となります。町民の財産が失われることにもつながります。11月25日までに宮崎地裁への答弁書提出期限が迫っており、緊急避難的措置として、11月21日に専決処分を行い、弁護士費用の予算を確保しました。

## そもそもの問題

地方自治法第244条第2項第7号では、「指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない」と定められています。指定管理者として地方自治法違反および協定書違反を犯しているトピカの対応が一番の問題です。

本来であれば議会も、トピカの対応に対して不問・黙認せず、二元代表制の一員として町(行政)側と協力して、正すべきと思います。

- ◆11月17日：議員全員協議会において指定管理者が町や従業員に迷惑をかけたくないとの理由で、専決処分を撤回しようとした
- ◆11月21日：議会としては、訴訟ではなく話し合いで弁護士費用に係る補正予算を否決。その結果、専決処分は撤回された
- ◆12月6日：11月15日に町長が出した指定取消の専決処分を撤回しようとした
- ◆12月19日：指定管理者の従業員等から12月31日までに指定管理料を支払うよう求めた
- ◆12月26日：宮崎地方裁判所から町長の取消通知の16日以降も引き続き指定管理者はその業務を行うことになった
- ◆12月28日：宮崎地方裁判所の判断を受け、1月1日から指定管理者は、町長に代わって業務を行うことになった
- ◆12月29日：臨時議会にて、令和5年1月1日から町長に代わって業務を行うことになった

## 100条委員会について

100条委員会が2月8日(出頭者:課長3名)と2月14日(出頭者:町長・副町長)に行われ、丁寧に説明し理解を求めてきました。専決処分に関すること、トピカの宿泊3施設の指定管理に関すること、元綾川荘従業員との雇用に関すること、旧総合基金に関することなどについての尋問がありました。この中で、特にトピカが運営してきた綾川荘などの経理状況や労務実態について、議会側が十分に把握していないことが分かりました。客観性を期すために100条委員会にトピカ社長を招集し、町有宿泊3施設の運営状況について尋問すべきとの示唆を町側から行い、2月24日に行われることになりました。

なお、トピカが提訴してきた3件(指定管理料請求事件、指定管理取消処分請求事件、および指定取消執行停止申立事件)については、令和5年1月末までにすべて取り下げとなっております。

ちなみに地方自治法第96条第1項に定められている議会の付すべき案件の中の第12号には“普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く”となっております。このことは行政手続き上の一般的な行政事務を意味するものにあたります。

## 【2】100条委員会の設置について

今回の不当な専決処分をはじめ、これまでの不適正な公金支出及び行政執行における不正行為について調査するために、地方自治法第100条第1項の規定に基づく特別委員会(100条委員会)を設置することを、12月定例議会にて決議しました。議会としても、罰則を伴う特別委員会を設置せざるを得ない状況に至ったことは極めて遺憾です。また、町民はもとより他自治体からの信頼も大きく損ねている状況に終止符を打ち、信頼を回復すべく、100条委員会において十分な調査を行ない、その結果を町民の皆さんに報告いたします。

- ※100条委員会とは  
都道府県及び市町村の事務に関する調査権を規定した地方自治法第100条に基づいて、議会の議決により設置した特別委員会。地方議会は、議決権などの権限を自律的に行使するため、自治体の行政について直接権限を持っており、主に議案に関する基礎的調査、政治疑惑や汚職などに関する政治的調査の執行に関する調査が行われる。調査方法は、選挙人その他の関係人に対する出頭・証言・記録提出があり、正当な理由を拒否したり偽証した場合は禁錮刑を含む罰則が定められている。

## 宿泊3施設の現在の状況

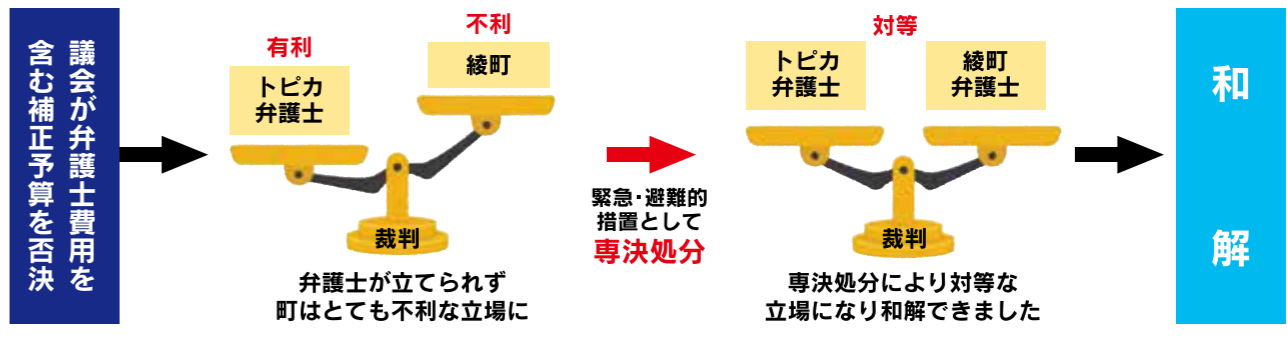
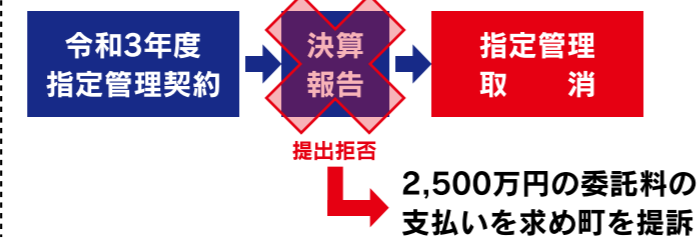
昨年末のトピカとの協議において、令和5年1月1日から宿泊3施設の運営を綾町側(綾町産業活性化協会)に移管することを条件に、委託料9カ月分(1,875万円)を払うことで合意しました。

現在、綾川荘の全従業員は一致団結して、健全な管理運営体制を目指しています。町(行政)側も、町民のため、顧客のために、従業員と一緒に皆さんから愛される綾川荘を構築していくために全力で頑張っています。

### 通常の流れ



### 今回







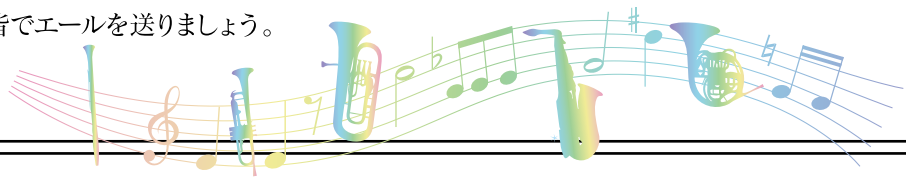
# 綾小学校合唱部が全国大会へ！

綾小学校合唱部は、1月22日にメディキット県民文化センターで3年ぶりに行われた「県ヴォーカルアンサンブルフェスティバル」で金賞を受賞し、全国大会に出場することが決まりました。

同フェスティバルでは、合唱部の5・6年生がふたつのグループに分かれてそれぞれ「A FLOWER REMEMBERED 永遠の花」「故郷」を高らかに歌い、美しいハーモニーを響かせました。全国推薦を得たのは小学校・中学校・高校の各部門から各1校で、3月16日(木)～19日(日)に福島県で開催される「第16回声楽アンサンブルコンテスト全国大会」に参加することになります。

「声楽アンサンブルコンテスト全国大会」は、音楽をつくりあげる基礎となるアンサンブルに焦点を当てた2～16人の少人数編成の合唱グループによるコンテストで、歌うことの楽しさを発信しようと平成20年から開催されています。小学校部門は3月18日(土)に行われる予定で、綾小学校合唱部は「ほたる」「はるがやってきた」の2曲を披露します。

連日、コンテストに向け、発声の仕方やハーモニーをひとつひとつ確認するなどの練習を重ねている部員の皆さん。「綾小合唱部らしく、自分たちの納得のいく演奏がしたい」「皆の声をひとつにして響かせ、最高のステージにしたい」「練習したことを出し切ってステージを楽しみたい」と話しています。全国大会で努力の成果を発揮できるよう、皆でエールを送りましょう。



## 綾町の人口

現住人口調査(令和5年2月1日現在)  
総数:6,770人(-8)／世帯数:2,865戸(-4)  
男:3,188人(-3)／女:3,582人(-5)  
〔転入13人、転出15人、出生3人、死亡9人〕※( )は前月比

## ふるさと納税

寄附金額／591,223,200円  
寄附件数／28,497件  
※令和4年4月1日～令和5年1月31日の合計



広報誌は次の場所に設置しています(順不同)。  
ご自由にお持ちください。

- ・役場窓口
- ・綾ユネスコエコパークセンター
- ・綾町公民館
- ・綾てるは図書館
- ・マックスバリュ綾店
- ・セブンイレブン綾入野店
- ・ファミリーマート綾中央店